

みやぎの施設園芸ネクストステージ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、園芸DXによる施設園芸の生産性向上を図るため、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業実施要領（令和6年4月8日施行。以下「要領」という。）に基づいて事業実施計画の認定を受けた者が行う事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 当該補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 仕様書及び実施設計書（別紙2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- (4) 納税証明書
- (5) 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書（別紙4）
- (6) BCP（事業継続計画）を示す書類
- (7) 賃貸借契約書（事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合）
- (8) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に滞納や未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にお

いては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- 2 知事は、交付の決定に当たっては、第3第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(入札報告及び事業着手)

第5 補助事業の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、施設及び機械等の整備又は取得等の事業に着手したときは、別記様式第4号による入札結果報告・着工届を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、別記様式第5号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において作成し、翌月の20日まで知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、補助事業完了の日から一か月を経過した日又は事業実施年度の3月5日の早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書(別紙1)
 - (2) 出来高設計書(別紙2)
 - (3) 財産管理台帳(別記様式第12号)
 - (4) 領収書の写し
 - (5) 園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等の加入申込書又は加入証書の写し
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により事業の遂行に応じて概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

- 2 ただし、概算払いにより交付することができるものは、事業の実施量に応じた額以内とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 処分の制限を受ける財産は、規則第21条第2号及び第3号の規定により、次のとおりと

する。

- (1) 補助事業により整備した施設等の不動産及びその従物
- (2) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機械等
- (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第11 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設及び機械等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供し、又は取り壊そうとするとき等は、事前に別記様式9号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

- 2 補助事業者は事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により当該施設及び機械等を処分制限期限内に移転、更新又は、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増改築、模様替え等及び当該補助金の交付の目的に反した用途に使用しようとするときは、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第10号により知事に届け出るものとする。
- 3 補助事業者は当該施設及び機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、別記様式第11号により、知事に報告するものとする。なお、その報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災程度、復旧見込み額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第12 補助事業者は、第11の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第13 当該補助金により設置又は導入された施設及び機械等には、当該実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出及び経由)

- 第14 この要綱により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。
- 2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(運営状況報告)

第15 知事は、当該補助金により設置され、又は導入された施設及び機械等の運営状況等について、第11の期間について報告を求めることができる。

(災害等に対する備え等)

第16 補助事業者は第11の期間について、当該施設及び機械等を対象として、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須)、動産総合保険(天災等に対する補償を必須)に加入するとともに、BCP(事業継続計画)を作成し、災害等のリスクに備えるものとする。

(その他)

第 17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 0 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

みやぎの施設園芸ネクストステージ事業費補助金の交付対象となる事業経費及び補助率等

事業名	事業タイプ	事業実施主体	経 費	補助率・ 補助上限	重 要 な 変 更	
					経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
みやぎの施設園芸ネクストステージ事業	1 園芸DX ハウス整備型	県内に本店を有する農業法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社又は農事組合法人）又は県内に拠点を置く農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、特定農業団体、その他農業者の組織する団体）	要領に基づき、知事の認定を受けた「みやぎの施設園芸ネクストステージ事業実施計画」を実施するために必要な施設及び機械等の整備又は取得に要する経費	補助率は1／2以内とし、補助金の上限を35,000千円とする。	1 事業実施主体ごとに事業費の20％を越える減少 2 事業費の増加（県補助金の増額を伴う場合）	1 事業実施主体の変更 2 構造又は能力等の変更（20％を超える増減）
	2 園芸DX 機器整備型	県内に本店を有する農業法人		補助率は1／2以内とし、補助金の上限を10,000千円とする。		
	(注意事項)	以下の条件を満たすこと。 1 農地を利用する場合は、交付決定前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。ただし、交付決定前に事前着手する場合は、交付決定前着手届の提出前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。 （農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合はこの限りでない） 2 事業実施年度において農業法人を設立、登記する場合は、交付決定前に商業・法人登記を完了していること。ただし、交付決定前に事前着手する場合は着手前に商業・法人登記を完了していること。		補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。		

(注) 市町村等他の補助額等が、総事業費から県補助額を除いた自己負担額を超えた場合、その超過分を県補助額から除く。